

# 宮城県防災会議幹事会議録

令和2年1月

- 1 会議名 宮城県防災会議幹事会議
- 2 開催日時 令和2年1月16日(木) 午後1時30分から午後2時20分まで
- 3 開催場所 宮城県庁 行政庁舎2階 講堂  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者なし》
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開会(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)
  - (2) 挨拶(会長代理:宮城県総務部長 江口 哲郎)
  - (3) 審議事項
    - ① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正  
宮城県環境生活部原子力安全対策課 課長 伊藤 健治
    - ② 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - 出席幹事からの意見等はなく、各審議事項は幹事会議において原案のとおり了承されました。
  - (4) その他(報告のみ)
    - ① 台風第19号及び10月25日低気圧による災害に係る被害状況及び県の対応について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - ② 災害等の発生状況について(平成31年・令和元年年分)  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
    - ③ 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について  
説明者 宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正
  - (5) 閉会(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)

1 開会【司会】(宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「宮城県防災会議幹事会議」を開催させていただきます。

なお、本幹事会議は、「情報公開条例第19条」に基づき、公開することとなっております。

それでは、はじめに宮城県防災会議会長であります村井知事の代理といたしまして、江口総務部長よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶(宮城県総務部長 江口 哲郎)

宮城県総務部長の江口でございます。

宮城県防災会議幹事会議の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日は、お寒い中、また、大変お忙しい中をご参集いただき、心から感謝申し上げます。

また、本県の防災行政の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

また、昨年、台風第19号災害におかれましては、御参集の皆様方に全力で対応いただき、本当にありがとうございました。

さて、近年、本県をはじめ全国各地で大規模な自然災害が頻発しておりますが、平時から被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本方針とした防災対策を講じていくことが重要であり、そのためにも、防災関係機関や県民の方々が連携し、一体となりながら「自助・共助・公助」を意識した防災対策や応急対策、復旧・復興に取り組んでいくことが必要となります。

このため、本県の防災対策の根幹となる「宮城県地域防災計画」については、これまで、全国各地で発生した大規模災害への対応を踏まえた国の指針を反映させるなどの修正を行ってまいりました。

今年度につきましても、避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う警戒レベルの導入等、国の防災基本計画の修正などを反映させるため、防災関係機関のご協力を賜りながら鋭意修正作業を進めまして、このたび、その修正案を本日の幹事会議にお諮りする運びとなりました。

その他、本日の会議では、台風第19号に伴う宮城県の対応、防災に係る各種報告など、30日に開催いたします「宮城県防災会議」にお諮りする内容について、あらかじめ幹事の皆様にご説明申し上げ、それぞれの立場からご意見を頂戴したいと考えております。

なお、昨年、台風第19号等による災害につきましては、現在国において検証作業が進められているほか、県といたしましても今後検証を行う予定としているため、今回の修正案には反映されておりませんことを、あらかじめご了解いただきたいと思います。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、間もなく9年を迎えようとしております。

「宮城県震災復興計画」の発展期も残り1年2ヶ月余りとなり、復興の総仕上げに向け、全庁を挙げて取組を進めているところですが、心のケアを必要とする方や、地域コミュニティづくりに対する支援、産業、生業の再生など、計画期間に関わらず引き続き対応していく必要があります。

また、昨年10月の、台風第19号により被災された方々の生活や生業支援、被災した堤防や道路、農地や農業用施設の本格復旧に向け全力をあげて取り組まなければなりません。

冒頭、私の方からお知らせをさせていただきます。資料の一番下にチラシを入れさせていただいております。特に台風第19号の被災が甚大でありました市町におきましては、復興のためのマンパワーの確保に一生懸命努力されておりまして、県としても支援をしていくというところでございます。各関係機関の皆様方におかれ

ましても、支援にご協力をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、県民の生命・身体・財産を守るという県政の最重要課題に対し、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

—以下議事—

### 3 議題

【司会】(宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也)

議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

(資料一覧を説明)

以上となりますが、不足等がございましたら、お申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。

これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、江口部長に議長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、それでは、江口部長よろしくお願いいたします。

【議長】(宮城県総務部長 江口 哲郎)

それでは、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、「3 議題」(1)の「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について」、事務局から説明をお願いします。

【説明】(宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正)

危機対策課長の菅原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議題(1)、宮城県地域防災計画の修正について、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編の説明をさせていただきます。原子力災害対策編は、後ほど説明をさせていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

まず、1ページをお開き願います。これまでの「修正の経緯」につきまして、概要図でまとめてございます。

平成23年3月の東日本大震災以降、国においては災害対策基本法の大幅改正、及び防災基本計画の修正を行っており、本県においても、皆様ご承知のとおり、東日本大震災の教訓及び国の動きを踏まえて県地域防災計画の修正を実施してきたところです。

今年度の動きとしましては、概要図右側赤枠の下の部分になりますが、令和元年5月に国の防災基本計画の修正が行われました。その他、平成30年7月豪雨を踏まえ平成31年3月に避難勧告等に関するガイドラインが改定されたほか、令和元年5月に本県において宮城県災害時広域受援計画を策定いたしました。これらの国の動きや本県の防災施策の動向等も踏まえて、県地域防災計画の修正を行うものであります。

なお、本県に大きな被害をもたらした令和元年台風第19号を踏まえた県地域防災計画の修正については、先ほど部長のご挨拶にもありましたとおり、現在、国において検証が進められており、また、後ほど御説明いたしますが、県としても今後検証を行う予定でありますので、令和2年度にその結果を反映してまいりたいと

考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。県地域防災計画修正の流れでございますが、県の組織を含む防災関係機関に対しまして、事務局から修正事項の有無を照会し、国の防災基本計画の主要修正項目等を修正した素案を作成しました。

その後、素案の内容確認等の過程を経まして、本日、県地域防災計画の修正案をお示ししているところです。

この修正案につきましては、本日の幹事会議でのご意見等を踏まえ、今月30日に「宮城県防災会議」を開催し、修正案の承認をいただく予定としております。

次に3ページをお開きください。「2 主な修正点について」ご説明申し上げます。

県地域防災計画の地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、それぞれの修正箇所につきましては、お手元の「資料2 新旧対照表」のとおりでございますが、修正する箇所は多岐にわたっておりますことから、今ご覧いただいております資料1によりまして、主な修正点を説明させていただきます。

なお、ご説明いたします修正箇所については、例えば、説明書きの下に括弧で地震編P1、P3、P6のように、新旧対照表の該当するページを記載しております。

主な修正点につきまして、各編共通の修正からご説明いたします。まず「防災基本計画の修正の反映」の「イ 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正」でございます。

1点目「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正」につきましては、国の中央防災会議において、平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループが設置され、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し行政主導の防災対策だけでは、限界が生じており、住民主体の防災対策に転換していく必要があるとの検証結果から、県地域防災計画においても、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、災害時において高齢者が適切な避難行動をとれるよう、防災と福祉の連携等について記載しております。

2点目「住民が主体となった地域の避難に関する取組強化」につきましては、同ワーキングの検討結果より、地域における「自助」・「共助」の核となる防災リーダー育成の取組強化等のため、水害・土砂災害等の知見を有する専門家の活用について記載をしております。

次に県地域防災計画独自の修正の1点目「ロ 宮城県災害時広域受援計画の策定を踏まえた修正」でございますが、本県では、令和元年5月に宮城県災害時広域受援計画を策定しており、今回の台風第19号においても、同計画に基づき人員調整チームを立ち上げ、総務省の被災市区町村応援職員確保システムによる被災市町村の応援のニーズ把握、全国知事会北海道東北ブロック幹事県等への応援要請及び応援職員派遣の受入れ調整等を行ったところです。

県地域防災計画におきましても、受援計画を踏まえた県の応援受入れ体制の整備、応援要請等について修正を行うものです。

2点目「ハ 救助実施市の指定」につきましては、昨年修正で、平成30年の災害救助法改正に基づき、救助実施市による災害救助の実施及び県による救助実施市との物資供給等を円滑に行うための連絡調整について追加修正しておりましたが、その後、平成31年4月に仙台市が救助実施市に指定されたことから、今回、県、救助実施市の仙台市、その他の市町村における救助の役割分担について記載しております。

4 ページをご覧ください。続きまして、風水害等災害対策編独自の修正をご説明いたします。まず「防災基本計画の修正の反映」として「イ 避難勧告等に関するガイドラインの改定」に係る修正でございます。

1 点目、「警戒レベルを用いた避難勧告等の発令」につきましては、今回の避難勧告等に関するガイドラインの改定により、市町村が大雨による土砂災害、洪水、高潮等の災害により避難勧告等を発令する場合には、例えば警戒レベル4 避難勧告のように、5 段階の警戒レベルを付して発令を行うこととなりました。各警戒レベルは、それぞれ住民がとるべき避難行動があり、警戒レベル3 は高齢者等避難、警戒レベル4 は全員避難が基本となっております。

今回の台風第19号では、県内全市町村で警戒レベルを用いた避難勧告等が発令され、すでに運用されておりますが、県地域防災計画においても、市町村が避難勧告等を発令する場合に、5 段階の警戒レベルを付して行う旨及び警戒レベルに対応した住民の避難行動について新たに記載しております。

2 点目「警戒レベル相当情報」につきましては、同ガイドラインの改定により、市町村が避難勧告等の発令基準に活用する、大雨警報、洪水警報といった防災気象情報等について先ほどご説明いたしました警戒レベルとの関連を明確化するため、警戒レベル相当情報として発表することとなりました。

県地域防災計画においても、該当する防災気象情報等を警戒レベル相当情報として発表する旨、また、防災気象情報等と相当する警戒レベルとの関連について記載しております。

以上、今回の県地域防災計画の主な修正点について、簡単ではございますが、ご説明申し上げました。これらの他にも、別紙2 新旧対照表にあるように修正がございます。それらの事項につきましても、関係機関、県庁内各部署、各市町村と内容の調整・精査を行い本日の説明資料としてお示ししております。

また、参考として東日本大震災以降の県地域防災計画の修正概要について、資料6 にまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

引き続き、原子力災害対策編の説明について、原子力安全対策課に引き継がさせていただきます。

原子力安全対策課長の伊藤でございます。

引き続き、議題(1)、宮城県地域防災計画の修正について、「原子力災害対策編」の説明をさせていただきます。お手元の資料3の1 ページをご覧ください。

1 の「修正の経緯」につきましては、東日本大震災以降の地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正の経緯を図に表したものでございます。

平成24年度からの修正分を上部左から時系列に掲載し、下部には、それらの概要を示しております。

例えば、平成24年度には、「原子力規制委員会」の設立とともに、「原子力災害対策指針」が制定されたことに伴う地域防災計画の修正を行っており、以降の年度におきましても、防災基本計画の修正又は原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正を行ってまいりました。

2 ページをご覧ください。2 の「令和元年度の主な修正内容」でございますが、大きく2 点ございます。

まず1 点目は、「防災基本計画の修正の反映」でございます。広域的な原子力災害医療体制の構築として、県が行う原子力災害拠点病院の指定や、原子力災害医療協力機関の登録等の文言を追記しております。

次に2点目として、「原子力災害対策指針の改正の反映」ですが、「安定ヨウ素剤の配布及び服用体制」に関する文言の追記・整理を行うものです。

改正後の指針において、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦及び授乳婦及び乳幼児を含む未成年者とされました。

安定ヨウ素剤の服用の効果を得るための服用のタイミングの重要性や服用を優先すべき対象者など、平時から住民に周知すべきことに関し、指針の修正を反映し、地域防災計画に追記したものです。また、「事前配布における薬剤師の協力体制の構築」として、県及びPAZを含む市町が、安定ヨウ素剤の服用等に関する住民向けの説明会を定期的に開催した上で、県が指定する薬局等でも安定ヨウ素剤を配布できる体制を構築し、安定ヨウ素剤の配布等を円滑に行うよう努めることを追記したものです。

最後に「副作用に係る医療体制の整備」として、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた、医療機関への受入れ協力の依頼や、服用後の医師による経過観察や緊急搬送等体制の整備等について、追記いたしました。

以上が、令和元年度の地域防災計画〔原子力災害対策編〕の主な修正点となります。その他の修正内容につきましては、資料4の新旧対照表に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料3の3ページをご覧ください。

女川原子力発電所2号機については、新規制基準適合性に係る許認可の進捗が進み、避難計画をはじめとする原子力防災体制について、県民の関心も高まっていることから、この場をお借りして、「その他」として、「女川地域の緊急時対応」について、情報提供させていただきます。

原子力災害に際しての対応について、現在、内閣府が設置した女川地域原子力防災協議会作業部会において、「女川地域の緊急時対応」のとりまとめが進められております。

資料中段の図の左側に記載のとおり、緊急時対応とは、原子力災害が発生した際の住民避難をはじめとする防護措置等について、国、県、市町等がとるべき対応を図表を使って分かりやすくまとめたものであり、内閣府が中心となり、中段右側にあります。県や関係市町が作成する地域防災計画や避難計画等の地域計画の内容を含んだ形で作成されることとなっております。

図の上の2ポツ目に記載しておりますが、緊急時対応は、女川地域防災協議会作業部会でとりまとめられた後、その内容が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的となっているかについて、女川地域原子力防災協議会の確認を経た後、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において国の了承を得ることとされております。図の下を御覧ください。

「女川地域の緊急時対応」が国の了承を受けましたら、その内容を踏まえて、各地域計画を修正することが予定されています。

県地域防災計画〔原子力災害対策編〕につきましても、別冊資料を修正する予定としており、その修正内容は、修正案作成後に開催される直近の防災会議においてお諮りしたいと考えております。

議題(1)に関する説明は以上ですので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【議長】（宮城県総務部長 江口 哲郎）

それではただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

（意見なし）

よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご異議がないようですので、

「宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編・原子力災害対策編〕の修正について」は、この幹事会議におきまして、了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、異議なしで了承ということで進めさせていただきます。

続きまして、議題(2)「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」、事務局から説明願います。

【説明】（宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正）

宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正についてご説明申し上げます。お手元の資料5をご覧ください。

宮城県地域防災計画は、先ほど修正点を説明いたしました本編と、その本編の内容を補足する資料編により構成されております。資料編につきまして、各防災関係機関及び県庁内各部局に対して照会を行い、追加・時点修正などの意見をいただいたものについて、資料5の一覧に記載のとおり更新するものです。

一覧表中、網掛けした項目が加除修正を行う資料となっております。一覧表の後ろに、今回更新する資料を添付しておりますので、ご参照願います。

なお、更新後の資料編の全部、及び先ほど説明した計画本編の全部について、昨年度と同様に、防災会議の終了後、各委員及び幹事の皆様の所属する機関あてに、電子データの形でお送りすることとしております。

ここで一点お願いがございます。こちらの資料編につきましては、緊急時の連絡先として民間団体や個人の携帯電話番号など取扱注意の情報も含まれておりますことから、県のホームページ等では公開しておりません。皆様におかれましては、これまでと同様に、内部資料として取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

議題(2)に関する説明は以上です。

【議長】（宮城県総務部長 江口 哲郎）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ある場合は挙手によりご発言願います。

（意見なし）

よろしいでしょうか。それでは、特にご異議がないようでございますので、「宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について」は、了承されたものとさせていただきますよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、承認されたものとさせていただきますと思います。

以上で予定されておりました議事を終えましたので、ここで、進行を事務局にお返しします。よろしくお願  
いします。

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

続きまして、「4 その他」についてですが、事務局から3点ほどご報告がございます。説明をお願いします。

【説明】（宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正）

それでは、「4 その他」の事項として、まず最初に、(1)「台風第19号及び10月25日低気圧による  
災害の被害状況及び県の対応について」、ご説明いたします。お手元の資料7をご覧ください。

はじめに、被害等の概要についてですが、1月10日13時現在で、人的被害が死者19人、行方不明者2  
人などとなっており、住家被害は全壊304棟、半壊2,974棟などとなっているほか、施設被害額は約1,  
572億円となっております。なお、それぞれの内訳につきましては、後ほど別紙①及び②でご確認いただき  
たいと思います。また、この被害状況につきましては、現在も調査継続中となっておりますので、今後、数値  
が増減いたしますことを、あらかじめご了承いただきたいと思います。

次に、宮城県の対応状況についてですが、台風が接近する前日の10月11日16時に知事をトップとし、  
防災関係機関も出席した災害対策連絡調整会議を開催し、災害の発生に備え、相互の関係や連携体制について  
確認いたしました。

翌12日19時50分に東部仙南地方に大雨特別警報が発表されたことから、災害対策本部を設置し、22  
時に第1回災害対策本部会議を開催しました。その後、災害対策本部会議は延べ16回開催し、災害救助活動  
などについて検討したほか、各部局や関係機関が把握している情報などを共有してまいりました。また、最優  
先事項である人命救助については、自衛隊、緊急消防援助隊と情報共有し、連携を図りながら活動してきたと  
ころでございます。

続いて、県職員の初動派遣状況についてですが、災害対策本部を設置した市町に対し、10月12日から順  
次、管轄する地方支部から県初動派遣職員を派遣し、被災市町において情報収集などを行い、特に被害が大き  
かった丸森町については、県災害マネジメント支援チームを派遣し、現地での情報収集や首長に対する助言等  
を行ってまいりました。

裏面をご覧ください。対口支援等の状況につきましては、県内外の自治体から応援職員を派遣していただき、  
7市町に対し、罹災証明書交付や避難所運営業務などを支援していただきました。

最後に、国等からのリエゾンについては、災害発生直後より、各省庁や救助関係機関、ライフライン関係機  
関などからリエゾンを派遣いただき、災害対策本部会議などにおいて情報共有や災害応急対応の検討を行って  
まいりました。

なお、国に対しましては、各省庁のリエゾンを通じ、様々な要望を迅速に伝えることができたほか、新たな  
支援策などの有益な情報をいち早くご提供いただいたところです。

この件につきましては、以上でございます。

続きまして、「台風第19号に伴う災害対応の記録検証について」御説明いたします。お手元の「資料8」  
をご覧ください。

本県では、今回の台風第19号に伴う初動・応急対応を記録として残し、それらの検証を行うことによって、  
今後の防災対策の充実・強化につなげることを目的に、対応内容や検証結果を記載した記録誌を作成すること



といたしました。作業内容としましては、まずは、県庁内の各部局や市町村、防災関係機関等の皆様から、今回の災害対応に係る実施状況等を報告していただき、その結果を取りまとめた後、学識経験者による助言等を踏まえながら、今回の災害対応における課題や改善策等についての検証を行い、それらを記録誌としてとりまとめるものでございます。

作成スケジュールについてですが、今後、当課より各関係機関の皆様へ原稿等の作成について依頼させていただき、その後、数回の校正作業を経まして、夏頃を目途に公表したいと考えております。各部局、防災関係機関の皆様方には原稿の調整等についてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。具体的には、庁内各部局には、来週中に主管課の担当班長会議を開催いたしまして、作成要領等を説明した上でお願いし、該当いたします防災機関にあっては個別にお伺いし、依頼させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

「資料8」につきましては、以上でございます。

次に、(2)「災害等の発生状況について」、ご説明いたします。

資料9をご覧ください。

防災会議規程では、災害に関する情報について、次の防災会議に報告することとされておりますことから、前回の防災会議以降に発生した災害について、本幹事会議にあらかじめお示しするものです。前回の平成31年2月の防災会議以降に被害が発生した災害についてですが地震2件、風水害5件の計7件となっております。なお参考まで、前回報告は地震1件、風水害10件の計11件でありました。また、被害の発生しなかった自然現象につきましては、件数に計上しておりません。

「災害等の発生状況について」は、以上でございます。

続きまして、(3)「東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の状況について」御説明いたします。資料10を御覧ください。

「1 経緯及び目的」ですが、県では、宮城県における東日本大震災での災害対応や得られた教訓を取りまとめた「東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－」を平成27年3月に発行いたしました。この記録誌では、13の分野について46の教訓を取りまとめております。これら震災で得られた教訓は、後世に伝えていくとともに今後の防災対策に着実にいかしていく必要があります。そのため、平成27年度から教訓を踏まえた防災対策の状況を取りまとめ、これらの情報を共有することにより、今後の防災対策の一助としていただくとともに、防災対策の深化と更なる意識の醸成を図ることとしております。

「2 防災対策の現況」ですが、教訓を踏まえた防災対策については、46の教訓に対し、県、市町村、消防本部等の関係機関が、平成23年度以降に実施した新規事業、拡充事業、変更事業を把握し、お配りしております資料11「東日本大震災検証記録誌46の教訓を踏まえた防災対策の一覧表」のとおり、教訓ごとに整理しております。

なお、資料10では、昨年度の取りまとめ以降に実施した主な防災対策を13の分野ごとに取りまとめて記載しております。時間の都合で、資料の詳細な説明については省略させていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。

今年は震災から丸9年を迎えます。この間、各機関において、着実にその対策が進められておりますが、国

等の新たな取り組みを踏まえ、さらに強く進めていくべきものもごございます。

県としましては、この東日本大震災を踏まえた防災対策の現況把握を継続しながら、引き続き必要な事業の実施や関係機関への支援、働きかけを行い、防災対策が着実に進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、「その他」の報告を終わります。

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【東北農政局】（総括農政推進官 武田 久信）

ただいま事務局の方から、台風第19号関係の報告がございましたが、資料7の2ページ目の3 国等からのリエゾン派遣について、農林水産省からも農政部農業政策室に東北農政局からリエゾンを派遣し、応急・復旧対応を行っていたため、可能であれば資料に追加していただければと思います発言させていただきました。

【説明】（宮城県総務部危機対策課 課長 菅原 正）

防災会議での資料を修正させていただき、加えて先ほどご説明いたしました県の検証の中でも事実関係をしっかりと記載したいと考えています。

【司会】（宮城県総務部危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

そのほかございますでしょうか。

続きまして、事前に東北総合通信局様から情報提供のお話を伺っておりました。東北総合通信局様お願いいたします。

【説明】（東北総合通信局総務課 課長 寺井 芳夫）

総務省東北総合通信局 総務課長の寺井と申します。

お配りいただいております臨時災害放送局用機器の無償貸与という資料を用いてご説明させていただきます。総合通信局では通信・放送関係に特化した対応をさせていただいております。災害時に、資料に記載の機器を県、市町村に無償で貸し出しを行っておりますので、必要があればご連絡いただければと思っております。特に表側の臨時災害放送局用機器についてですが、FM 放送ができる機器になっております。令和元年度に東北総合通信局に配布されたものでございまして、災害発生後、住民の方々に対して避難情報、道路等被災情報、復旧情報を発信できる臨時の FM 放送局となっております。ご興味があればご連絡をいただければと思っております。貴重なお時間をいただきありがとうございますございました。

【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

東北総合通信局様ありがとうございました。

その他、この場で情報共有されたい事項ございますでしょうか。

【質疑】（宮城県総務部長 江口 哲郎）

通信機器は、特に市町村等に災害時必要になると思うが、こういった情報は東北総合通信局様にご相談の上、市町村等に共有して構わないものなのでしょうか。

【説明】（東北総合通信局総務課 課長 寺井 芳夫）

ホームページにも掲載しておりますし、配布用としてまとめてありますので、共有いただければと思います。

【司会】（宮城県危機対策課 副参事兼課長補佐 伊藤 哲也）

その他ございますでしょうか。

（意見なし）

それでは、以上をもちまして、「宮城県防災会議幹事会議」の一切を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上